管理点12.4

時間外労働に関する協定届（三六協定）の書き方

様式：2014.10.02

・「三六協定書」は、時間外労働や休日労働の労使協定です。
労働時間は、1日8時間、週40時間が原則です。これを超えて労働させる場合や休日に労働させる場合は労働基準監督署に「三六協定書」を提出します。
・ 残業には、限度基準が決められています。

三六協定を締結すれば、それだけで制限なく残業ができるわけではありません。残業には限度時間が設けられています。

三六協定書を届け出たからといって、残業代の支払いを免れるわけではありません。
時間外労働には25%、休日労働には35%の割増賃

【三六協定の締結と届出】
三六協定は、事業場単位で締結し届け出る必要があります。
別々の場所に工場や支店がある場合は、協定を締結し、それぞれの所在地を管轄する労働基準監督署長に届け出します。

様式第９号（第１７条関係）

時間外労働
休日労働 に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）
製茶業	幸福茶業株式会社	静岡県静岡市●●区●● ●-●●-● （●●●●-●●-●●●●）

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数「満18歳以上の者」	所定労働時間	延長することができる時間 1日	1日を超える一定の期間（起算日） 1週間（毎週月曜日）	1年（4月1日）	期間
① 下記②に該当しない労働者	製茶作業多忙のため	荒茶製造	30	8時間	4時間	15時間	360時間	平成26年4月1日から1年間
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者								

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数「満18歳以上の者」	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	期間
製茶作業多忙のため	荒茶製造	30	週1日	1ヶ月に3日以内、6:00～18:00、18:00～6:00	平成26年4月1日から1年間

労働者数には管理監督者など

起算日を記入します。

最長1年まで。

限度基準が決められています ＊1

協定の成立年月日 平成 26 年 4 月 1 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 労働者間の話し合いにより選出し、決定する。 ）

平成 26 年 4 月 1 日

●●労働基準監督署長殿

職名 茶師代表
氏名 茶畑 太郎 印

使用者 職名 幸福茶業株式会社 代表取締役社長
氏名 茶畑 一郎 印

労基法上の管理監督者以外の者であること（役職

時間外労働に関する特別規定

一定期間についての延長時間は１ヶ月４５時間とする。ただし、製茶工場への茶の生葉集荷が、工場の荒茶製造能力を超えてしまったような場合には、労使の協議を経て、１週間２４時間以内、１ヶ月９６時間以内までこれを延長することができる。
この場合、延長する回数は、６回までとする。
延長時間が１ヶ月４５時間を超えた場合の割増賃金は２５％とする。

特別条項付き三六協定 ＊2

労働基準監督署 印

記載心得
1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第３６条第１項ただし書の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。
2 「延長することができる時間」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
(1) 「１日」の欄には、労働基準法第３２条から第３２条の５まで又は第４０条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、１日についての限度となる時間を記入すること。
(2) 「１日を超える一定の期間（起算日）」の欄には、労働基準法第３２条から第３２条の５まで又は第４０条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、同法第３６条の１項の協定で定められた１日を超え３箇月以内の期間及び１年についての延長することができる時間の限度に関して、その上覧に当該協定で定められたすべての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該機関についての限度となる時間を記入すること。
3 ②の欄は、労働基準法第３２条の４の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が３箇月を超える変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。
4 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第３５条の規定による休日であって労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
5 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。

＊1 残業時間の限度時間

残業の限度基準は、それぞれの期間によって次のように定められています。

期間	残業の限度時間（単位：時間）	
	一般（右以外）	1年単位の変形労働時間制の場合
1週間	15	14
2週間	27	25
4週間	43	40
1ヵ月	45	42
2ヵ月	81	75
3ヵ月	120	110
1年	360	320

＊2 特別条項付き三六協定

残業には限度時間がありますが、どうしても限度時間を超えて時間外労働をしなければならないことはあります。
この場合は、その残業が臨時的なものであれば、「特別条項付き三六協定」を結ぶことにより合法的に残業を行うことができます。

＜特別条項付き三六協定で定めるべき事項＞

・残業の限度時間を超えて残業を行わなければいけない場合の事情
→ 例： ただし、製茶工場への茶の生葉集荷が、工場の荒茶製造能力を超えてしまったような場合
・限度時間を超えて残業をさせる手続方法
→ 例：「労使の協議を経て、」
・あらかじめ決めた限度時間を超えた場合の残業の限度時間（いわば、2番目の天井）
→ 例：1週間24時間以内、1ヶ月96時間以内までこれを延長することができる。
・限度時間を超えることができる回数など
→ 例： この場合、延長する回数は、6回までとする。 延長時間が1ヶ月45時間を超えた場合の割増賃金は25%とする。

＜特別条項として「臨時的」＞

臨時的と認められるもの（例）	臨時的と認められないもの
予算、決算業務 ボーナス商戦に伴う業務の繁 納期のひっ迫 大規なクレームへの対応 機械のトラブルへの対応。	特に事由を限定せず、業務の都合上必要、業務上やむをえない、使用者が必要と認めるとき 年間を通じて適用されることが明らかな事由